

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | |
|----------------|----------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 5 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 6 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 7 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 8 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 9 同意第 1 号 | 固定資産評価員の選任について |
| 日程第 10 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 11 議案第 2 号 | 遠軽町都市公園条例の一部改正について |
| 日程第 12 議案第 3 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 13 議案第 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 14 議案第 5 号 | 財産の取得について |
| 日程第 15 議案第 6 号 | 平成 30 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 号） |

平成30年第3回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

平成30年5月31日（木）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | |
|---------------|------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 5 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 6 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 7 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 8 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第 9 同意第 1号 | 固定資産評価員の選任について |
| 日程第 10 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 11 議案第 2号 | 遠軽町都市公園条例の一部改正について |
| 日程第 12 議案第 3号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 13 議案第 4号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 14 議案第 5号 | 財産の取得について |
| 日程第 15 議案第 6号 | 平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第1号） |
-

◎出席議員（16名）

議長 16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
1番	高橋義詔君	2番	稻場仁子君
3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長 佐々木 修一 君 教育長 河原英男 君
代表監査委員 村瀬光明 君

◎説明員

副町長	原收君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	舟木淳次君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	地域拠点施設準備室長	斎藤隆雄君
総務課長	鈴木浩君	情報管財課長	古賀伸次君
企画課長	佐藤祐治君	財政課長	大堀聰君
地域拠点施設準備室参事	今井昌幸君	住民生活課長	高橋静江君
税務課長	荒井正教君	商工観光課長	菊地隆君
建設課長	金沢一彦君	生田原総合支所長	門脇和仁君
丸瀬布総合支所長	会津靖朗君	白滝総合支所長	村上裕和君
会計管理者	伯谷和昭君	白滝総合支所産業課長	加藤雅史君
教育部長	大貫雅英君	総務課長	堀嶋英俊君
社会教育課長	小野寺正彦君	監査委員事務局長	奥山隆男君

◎議会事務局職員出席者

事務局長 安江陽一郎 君 事務局主幹 岩井誠志 君
事務局係長 小玉美紀子 君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成30年第3回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成29年度及び平成30年度例月出納検査の結果、平成29年度水道料金の債権放棄報告、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第15までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、高橋議員、前島議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○1番（高橋義詔君） 一登壇—

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成30年第3回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 一登壇—

平成30年第3回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成30年第2回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、「FISファーストカップ2018」についてでありますが、昨年に引き続き、えんがるロックバーレースキー場で開催されました。

この大会は、国際スキー連盟公認の国際大会として、国内外から168人の選手が出場し、アルペンスキー競技の大回転、回転の2種目において、極めて高いレベルの戦いが繰り広げられました。特に、海外からは18カ国45人が出場し、同行スタッフを合わせると75人の外国人が来町したところであり、大会を通じて遠軽町を世界に発信できたものと考えております。

大会の開催に御尽力いただきました関係者、協力者及び協賛者の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今年度の開催につきましても御支援と御協力をお願い申し上げます。

次に、丸瀬布森林公園いこいの森が4月28日にオープンし、町内の関係機関や関連団体、さらには全国各地から多くの鉄道ファンが訪れ、開園式及び雨宮21号出庫式を滞りなく終了したところであります。

一昨年の大雨により甚大な被害を受けた公園は、これまでに軌道及びキャンプサイトの復旧を終え、現在は遊具エリアへの浸水を防ぐための擁壁や遊具等の整備を行っているところであります。これら一連の工事がおおむね終了する7月の夏休み前には、いこいの森災害復興記念セレモニーを計画しており、遊具の無料開放などを検討しているところであります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

同意第1号固定資産評価員の選任については、職員の人事異動に伴い、遠軽町固定資産評価員を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

承認第1号から承認第3号までの専決処分の承認を求ることについては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する条例、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例及び遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第4号及び承認第5号の専決処分の承認を求ることについては、後期高齢者医療保険料の不足により、平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）及び平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町都市公園条例の一部改正については、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の面積割合の上限を規定するため、本条例を定めるものです。

議案第3号及び議案第4号工事請負契約の締結については、平成30年度瀬戸瀬パークゴルフ場拡張工事及び平成30年度遠軽道の駅外構整備工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第5号財産の取得については、小型除雪車の購入について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第6号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）の主なものについて御説明申し上げます。

歳入については、繰入金、繰越し金及び町債を補正するものです。

歳出については、姉妹都市交流事業報償費、奨学資金貸付基金繰出金、丸瀬布小学校耐震改修工事等の経費を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 承認第1号から日程第6 承認第3号

○議長（前田篤秀君）　日程第4　承認第1号専決処分の承認を求ることについて、日程第5　承認第2号専決処分の承認を求ることについて、日程第6　承認第3号専決処分の承認を求ることについて、以上、承認3件は関連がありますので一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

荒井税務課長。

○税務課長（荒井正教君）　承認第1号専決処分の承認を求ることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第1号、専決処分書。

専決処分の理由は、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、平成30年3月31日付で専決処分をしたものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料より御説明いたします。別紙17ページの次にあります参考資料、遠軽町税条例改正資料（第1条関係）をお開き願います。

改正条例は、6条立てとなっております。

第1条関係。

アの年当たりの割合の基礎となる日数については、規定の整備であります。

なお、規定の整備は、「によって」を「により」など文言の整理、法の改正による条項及び号の追加及び削除により条項等にそれが生じたものの改正をあらわしております。また、施行年月日については、改正内容の右に記載のとおりでありますので御参照をお願いいたします。

イの町民税の納稅義務者等については、人格のない社団等について、電子申告義務を適用しないこととするものです。

ウの個人の町民税の非課税の範囲、第24条第1項については、規定の整備及び個人住民税が非課税となる障がい者、未成年者等の前年の合計所得金額を「125万円」から「135万円」とするものです。

第2項については、規定の整備及び均等割のみ納稅義務者の前年の合計所得金額に10万円を加算するものです。

エの均等割の税率については、規定の整備。

オの所得控除については、基礎控除額の受けられる所得額を2,500万円以下とするものです。

カの調整控除については、調整控除額の受けられる所得額を2,500万円以下とするものです。

キの町民税の申告及びクの特別徵収業務者については規定の整備。

ケの年金所得に係る仮特別徵収税額等については、仮特別徵収義務者の定義の追加及び規定の整備です。

次のページをお開き願います。

コの法人の町民税の申告納付については、第48条第1項に資本金1億円以上の法人の

納税申告定義を追加し、①内国法人の定義及び内国法人において外国法人税額の控除のしきれない税額を控除、②内国法人の特殊関係株主所得分が税額控除しきれない税額を控除の2項を新設。

第2項から第7項までは規定の整備。①資本金1億円以上の法人に対し納税申告を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して、地方税共同機構経由等で町長に提供を義務付け。②については、電子処理にて行われた申告を納税申告書とみなす。③地方税共同機構の電子ファイルに記録された時点で町長に提出されたとみなす、3項を新設。

サの法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金については、第52条第1項は規定の整備、内国法人及び外国法人の納期限延長の延滞金について、申告後減額更正、その後さらに増額更正等があった場合には、納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付された分の期間を控除するための、①修正申告額における延滞金、②不足額における延滞金の2項を新設。

第2項は規定の整備。連結法人の納期限延長の延滞金について、申告後減額更正、その後さらに増額更正等があった場合には、納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付された分の期間を控除するため、①修正申告額における延滞金、②については不足額における延滞金の2項を新設いたします。

シの特別徴収税額の納入の義務等、スの固定資産税の納税義務者等については、規定の整備。

セの製造たばこの区分については、紙巻きたばこ他4品の喫煙用、かみ用、かぎ用のそれぞれの製造たばこの区分を新設。

ソの町たばこ税の納税義務者等については、規定の整備です。

次のページに移り、タの製造たばことみなす場合については、加熱式たばこの喫煙用具で、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品、又はこれらの混合物を充填したものを「加熱式たばこ」とする規定の新設です。

チのたばこ税の課税標準については、第94条第1項・第2項については規定の整備。加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法について3項を新設し、喫煙器具等を除く加熱式たばこ、重量1グラムを紙巻きたばこ1本として換算し、0.8を乗じる。フィルター等を除く重量について、0.4グラムをもって紙巻きたばこ0.5本に換算し、0.2を乗じる。価格については、加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこ1本に相当する金額を0.5本に換算して、0.2を乗じる算定方法により、それぞれ乗じて得た合計を紙巻きたばこの本数として毎年係数を変更し、平成30年10月1日から5年間で移行するものです。

第3項については規定の整備。加熱式たばこの重量を品目ごとに数量を乗じて得た合計重量を紙巻きたばこの本数に換算する項を新設。

第4項においては、たばこの品目に0.1グラム未満の端数がある場合については、切り捨てます。①加熱式たばこの売渡し合計額を紙巻きたばこに換算。②1銭未満の端数が

ある場合は切り捨てる。③算定した紙巻きたばこに1本未満の端数がある場合は切り捨てる。④その他、施行規則に委任する4項を新設。

ツのたばこ税の税率については、たばこ税の税率を1,000本につき「5,262円」を「5,692円」とし、平成30年10月1日から3段階で引き上げるものです。

テのたばこ税の課税免除、トのたばこ税の申告納付の手続については、規定の整備です。

次のページをお開き願います。

附則の改正として、ナの延滞金の割合等の特例、ニの納期限の延長に係る延滞金の特例については規定の整備。

ヌの個人の町民税の所得割の非課税の範囲等については、所得割非課税限度額に10万円を加算。

ネの法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、固定資産税の特例措置として町の割合を、地方税法で定められた割合を参照して条例で定めているため、第1項については、現行「3分の1」を「2分の1」とし、第3項を削り、第4項、第6項及び第7項は規定の整備、第5項は現行「3分の2」を「4分の3」とし、津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の避難用部分について「3分の2」とする項を新設。

第8項は規定の整備。①津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に定められた協定避難用部分について「2分の1」。②津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の避難用に供する償却資産について「3分の2」とする2項を新設。

第9項から第11項までは規定の整備。次のページに移りまして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、①水力を電気変換する発電設備の取得について「3分の2」。②地熱を電気変換する発電設備の取得について「3分の2」。③バイオマスを電気変換する発電設備の取得について「3分の2」。④太陽光発電設備のうち、認定発電設備以外の設備の取得について「4分の3」。⑤風力発電設備のうち、認定発電設備以外の設備の取得について「4分の3」とする5項を新設いたします。

第12項から第14項まで及び第15項から第18項までは規定の整備。中小事業者が町作成の計画に基づき、平成32年度末までに実施する設備投資について、企業を支援するための税額を「零」とする執行を新設。19項は規定の整備。

ノの新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、第10条の3第3項から11項までは規定の整備。高齢者・障がい者等の利用上の利便性及び安全性の向上のため一定の改修工事を行った劇場・音楽堂等に対し、税額を減額する項を新設。

ハの土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義については、土地の評価替えに伴う固定資産税の負担調整措置の

仕組みを平成30年度から平成32年度まで継続する規定の整備。

ヒの平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例については、土地の評価替えの年度後、自然的・社会的条件からみて類似の利用価値が認められる場合の修正を平成31年度又は平成32年度まで継続する規定の整備。

フの宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例については、宅地等に係る固定資産税の負担調整措置を平成30年度から平成32年度まで継続する規定の整備。

次のページをお開き願います。

への農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例については、農地に係る固定資産税の負担調整措置を平成30年度から平成32年度まで継続。

ホの特別土地保有税の課税の特例については、宅地等に課する特別土地保有税の特例を平成30年度から平成32年度まで継続。

マの優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、規定の整備です。

次のページに移り、第2条から第6条による改正は、たばこ税の税率の段階的な改正と加熱式たばこの換算方法の段階的な移行に伴う改正が主であり、適用率等を1年前に変更し改正した規定をさらに改定するものです。

第2条関係。

アのたばこ税の課税標準については、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法について、2年目の規定です。喫煙器具等を除く加熱式たばこ、重量1グラムを紙巻きたばこ1本として換算し、乗じる係数を「0.8」を「0.6」。フィルター等を除く重量については0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本として換算し、乗じる係数「0.2」を「0.4」。価格につきましては、加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこ1本に相当する金額を0.5本として換算し、乗じる係数「0.2」を「0.4」とするものです。

イの法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、規定の整備です。

次のページをお開き願います。

第3条関係。

アのたばこ税の課税標準については、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法について、3年目の規定でございます。喫煙器具等を除く加熱式たばこにつきましては、重量1グラムを紙巻きたばこ1本として換算し、乗じる係数「0.6」を「0.4」。フィルター等を除く重量0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本として換算し、乗じる係数「0.4」を「0.6」。価格につきましては、加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこ1本に相当する金額を0.5本として換算し、乗じる係数「0.4」を「0.6」とするものです。

イのたばこ税の税率については、たばこ税の税率を1,000本につき「5,692円」

を「6,122円」とするもので、2段階目の引き上げです。

次のページに移り、第4条関係。

アのたばこ税の課税標準については、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法について4年目の規定で、喫煙器具等を除く加熱式たばこ、重量1グラムを紙巻きたばこ1本として換算し、乗じる係数を「0.4」を「0.2」。フィルター等を除く重量0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本として換算し、乗じる係数「0.6」を「0.8」。価格につきましては、加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこ1本に相当する金額を0.5本として、乗じる係数「0.6」を「0.8」とするものです。

イのたばこ税の税率については、たばこ税の税率を1,000本につき「6,122円」を「6,552円」とするもので、最終の引き上げとなります。

次のページをお開き願います。

第5条関係。

アの製造たばことみなす場合については、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する期間が終了したことによる規定の整備。

イのたばこ税の課税標準については、第94条第3項・第4項・第5項・第7項・第8項は、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する期間が終了したことによる規定の整備。第9項を削り、第10項は規定の整備です。

次のページに移り、第6条関係。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第17号）。

町たばこ税に関する経過措置、第5条第2項、紙巻きたばこ3級品の特例税率廃止を平成31年3月31日から平成31年9月30日とする及び規定の整備でございます。

第4項は規定の整備。

第13項は、紙巻きたばこ3級品の税率を1,000本につき「1,262円」から「1,692円」とするものです。

第14項の表中第5項・第6項については、規定の整備。

別紙に戻り、9ページをお開き願います。

附則について御説明いたします。

第1条は、施行期日を定めております。

10ページをお開き願います。

第2条は、町民税に関する経過措置を定めております。

11ページに移り、第3条及び第4条は、固定資産税に関する経過措置を定めております。

第5条は、平成30年10月1日以前に課する町たばこ税に関する経過措置を定めております。

12ページをお開き願います。

第6条は、平成30年10月1日前に所持した3級品紙巻きたばこを除く製造たばこの

手持品課税に係る町たばこ税について1,000本当たりの税率を430円として、その申告及び納付方法等を定めております。

13ページに移り、第7条は、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの期間における手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置を定めております。

第8条は、改正条例第3条関係の改正による平成32年10月1日の施行日前に課する町たばこ税に関する経過措置を定めております。

第9条は、平成32年10月1日前に所持した製造たばこの手持品課税に係る町たばこ税について1,000本当たりの税率を430円と定め、その申告及び納付方法等を定めております。

15ページをお開き願います。

第10条は、改正条例第4条関係の改正による平成33年10月1日の施行日前に課する町たばこ税に関する経過措置を定めております。

第11条は、平成33年10月1日前に所持した製造たばこの手持品課税に係る町たばこ税について1,000本当たりの税率を430円と定め、その申告及び納付方法などを定めるものです。

以上で承認第1号の説明を終わります。

続きまして、承認第2号専決処分の承認を求ることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書。

専決処分の理由は、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、平成30年3月31日付で専決処分をしたものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。別紙2ページの次にあります参考資料、遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

改正条例は、附則の改正で2条立てとなっております。

第1条関係。

アの改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、高齢者・障がい者等の利用上の利便性及び安全性の向上のため一定の改修工事を行った劇場・音楽堂等に対し、税額を減額する項を新設。

イの宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例については、宅地等に係る固定資産税の負担調整措置を平成30年度から平成32

年度まで継続するものです。

ウの農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例については、農地に係る固定資産税の負担調整措置を平成30年度から平成32年度まで継続するものです。

第2条関係。

第6項・第7項・第16項は、規定の整備です。

別紙2ページに戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項は、施行期日を定めております。

第2項は、経過措置を定めており、第15項の改正規定、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分の施行年月日は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日と定めております。

以上で承認第2号の説明を終わります。

続きまして、承認第3号専決処分の承認を求めるについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第3号、専決処分書。

専決処分の理由は、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、平成30年3月31日付で専決処分をしたものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により説明いたします。次のページ参考資料、遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお願いいたします。

アの課税額については、基礎課税額を「54万円」から「58万円」に引き上げるものであります。

イの国民健康保険税の減額については、基礎課税額の改定により限度額を「54万円」から「58万円」に改正し、国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘じる金額を「27万円」から「27万5,000円」に、2割減額において当該金額を「49万円」から「50万円」に引き上げ、低所得者の軽減対象世帯を拡大するものです。

ウの特例対象被保険者等に係る申告については、マイナンバー情報連携により、離職理由等が把握できる場合は、雇用保険受給資格者書の提示を不要とするものです。

別紙に戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項は、施行期日を定めております。

第2項は、経過措置を定めております。

以上で承認第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

以上で承認3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 承認第4号及び日程第8 承認第5号

○議長（前田篤秀君）　日程第7　承認第4号専決処分の承認を求めるについて、日程第8　承認第5号専決処分の承認を求めるについて、以上、承認2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀　聰君）　承認第4号専決処分の承認を求めるについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第4号につきましては、後期高齢者医療特別会計の後期高齢者医療保険料の不足に伴い、補正予算の必要が生じたため、平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）を定めることについて、平成30年3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億7,854万5,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に75万円を追加し、総額を2億4,902万3,000円としたものです。

これにより、歳入合計156億7,779万5,000円に75万円を追加し、総額を156億7,854万5,000円としたものです。

次のページをお開き願います。

次に、歳出について説明いたします。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に75万円を追加し、総額を29億5,053万7,000円としたものです。

これにより、歳出合計156億7,779万5,000円に75万円を追加し、総額を歳入歳出同額の156億7,854万5,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、後期高齢者医療事業75万円につきましては、後期高齢者医療特別会計予算の補正に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金を追

加したものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページをお開き願います。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、75万円の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） それでは、承認第5号専決処分の承認を求めるについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決第5号、専決処分書。

専決処分の理由につきましては、後期高齢者医療保険料の不足により、補正予算の必要が生じたため、平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、平成30年3月31日付で専決処分をしたものです。

本件は、例年に比べ12月以降の死亡や転出などが増加したことなどから、保険料が見込めず財源に不足を生じることとなったため、一般会計から繰り入れをする専決処分を行ったものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

平成29年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入について御説明をいたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、1項後期高齢者医療保険料から80万7,000円を減額し、総額を2億561万円としたものです。

4款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を75万円増額し、総額を1億345万9,000円としたものです。

5款繰越金につきましては、1項繰越金に5万7,000円を追加し、総額を172万9,000円としたものです。

これは保険料の不足分を繰入金に充てたもので、既に北海道後期高齢者医療広域連合に支出している分のうち異動等により町に還付等がされる額を年度間調整とするものであり、歳入合計は3億1,082万5,000円で、補正前の額と同額でございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳入について御説明をいたします。

3ページをお開き願います。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料 1 目後期高齢者医療保険料 80 万 7,000 円の減額は、現年度分保険料の減額です。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 75 万円の増額は、その他一般会計繰入金の追加です。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 5 万 7,000 円の増額は、前年度繰越金の追加です。

以上で承認第 5 号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認 2 件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第 4 号の質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より、各款ごとに行います。

3 款民生費、8 ページから 9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

18 款繰入金、6 ページから 7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、承認第 4 号の質疑を終わります。

次に、承認第 5 号の質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 2、歳入より、各款ごとに行います。

1 款後期高齢者医療保険料、3 ページから 4 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、4 款繰入金、3 ページから 4 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、5 款繰越金、3 ページから 4 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、承認第 5 号の質疑を終わります。

以上で承認 2 件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認 2 件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第 4 号専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求ることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第9 同意第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 同意第1号固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号固定資産評価員の選任について御説明いたします。

職員の人事異動に伴い、遠軽町固定資産評価員に次の者を選任いたしました、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町白滝725番地。

氏名、荒井正教。

生年月日、昭和34年12月11日であります。

なお、本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（前田篤秀君） それでは、再開します。

◎日程第10 議案第1号

《平成30年5月31日》

○議長（前田篤秀君）　日程第10　議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木　浩君）　議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

1、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労といたしまして、まちづくり振興資金としまして50万円の御寄附をいただきました、札幌市北区屯田6条8丁目2番23号、奥原吉貞様であります。

2、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功労といたしまして、奨学資金貸付資金として300万円、バストス市訪問資金として100万円、合わせて400万円の御寄附をいただきました、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組様であります。

以上、1件の個人、1件の法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）　これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11　議案第2号

○議長（前田篤秀君）　日程第11　議案第2号遠軽町都市公園条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君）　議案第2号遠軽町都市公園条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市公園条例の一部を改正する条例でありますて、改正の内容につきましては、

参考資料により御説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。

第2条の5に、「第6項、政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。」を加えるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第3号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30年度瀬戸瀬パークゴルフ場拡張工事であります。

契約の方法は、指名競争入札であります、契約金額は5,324万4,000円であります。

契約の相手方は、遠軽町大通北1丁目2番地41、丹野工業株式会社、代表取締役丹野義晴であります。

この工事につきましては、5月22日、株式会社渡辺組ほか7社により指名競争入札を行い、丹野工業株式会社が5,324万4,000円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表14番に記載をしておりますので御参照願います。

丹野工業株式会社とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月30日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終わります。
これより、議案第3号工事請負契約の締結についてを採決いたします。
本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第4号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。
古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第4号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30年度遠軽道の駅外構整備工事であります。
契約の方法は、指名競争入札であります。契約金額は1億778万4,000円であります。

契約の相手方は、茶木・日新特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町1条通南1丁目8番地13、茶木建設株式会社、代表取締役茶木義尚、構成員、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役遠藤利秀であります。

この工事につきましては、5月22日、株式会社渡辺組ほか5社により指名競争入札を行い、茶木・日新特定建設工事共同企業体が1億778万4,000円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表15番に記載をしておりますので御参照願います。

茶木・日新特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、12月20日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。
○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第5号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第5号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、小型除雪車1台であります。

取得の方法は、指名競争入札であります。取得価格は3,013万2,000円であります。

取得の相手方は、北広島市大曲中央1丁目2番地2、北海道川崎建機株式会社、代表取締役丹野司であります。

この財産の取得につきましては、5月22日、共栄自動車工業株式会社ほか7社により指名競争入札を行い、北海道川崎建機株式会社が3,013万2,000円で落札をしております。入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得に係る入札等状況の一覧表1番に記載をしておりますので御参照願います。

なお、北海道川崎建機株式会社とは、同日仮契約を締結しております。納期につきましては、12月20日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第6号

○議長（前田篤秀君）　日程第15　議案第6号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聰君）　議案第6号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,953万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億2,753万6,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

地方債の変更は、第2表地方債補正により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に243万6,000円を追加し、総額を6億8,958万5,000円とするものです。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に450万円を追加し、総額を5,450万円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に1,260万円を追加し、総額を21億820万円とするものです。

これにより、歳入合計149億800万円に1,953万6,000円を追加し、総額を149億2,753万6,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に390万円を追加し、総額を31億8,565万7,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に300万円を追加、2項小学校費に1,263万6,000円を追加し、総額を13億6,346万円とするものです。

これにより、歳出合計149億800万円に1,953万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の149億2,753万6,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正について説明いたします。

地方債の補正につきましては、小学校改修事業の限度額を1億2,550万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、企画一般経費240万円につきましては、バス
トス市入植90周年記念式典等への商工会議所及び観光協会からの出席に係る2人分の旅
費相当額として姉妹都市交流事業報償費を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業150万円につきましては、指定寄付金2件150万
円により、まちづくり振興基金積立金を計上するものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業300万円につきまし
ては、指定寄付金1件300万円により奨学資金貸付基金繰出金を計上するものです。

2項小学校費3目学校建設費、小学校建設事業1,263万6,000円につきましては、丸瀬布小学校の暖房用ボイラーの故障によりボイラー2基の更新を当初予算計上の耐
震改修工事とあわせて実施するため、丸瀬布小学校耐震改修工事を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、143万6,0
00円の追加です。

3目まちづくり振興基金繰入金につきましては、100万円の追加です。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金450万円につきましては、前年度繰越金の追加で
す。

21款町債1項町債7目教育債1,260万円につきましては、小学校改修事業債の追
加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳
出より、各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、10款教育費、11ページから14ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、19款繰越金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、21款町債、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表地方債補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成30年第3回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議

長

流 田 篤 秀

署名議員

高 橋 義 詔

署名議員

前 島 英 樹